



福岡医発第3018号（地）
平成28年 2月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する
技術上の基準の一部を改正する告示の公布について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、パッケージ型自動消火設備（1ユニット型）につきましては、平成27年1月21日付福岡医発第2509号（地）の文書をもって、告示が改正される予定である旨ご案内しておりましたが、今般、別添の通り改正告示が公布された旨、日本医師会より連絡がありました。告示の詳細につきましては、消防庁のホームページに掲載されています。技術的な内容になりますので、不明な点は管轄消防署あるいは業者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/01/280129_houdou_1.pdf

今般の告示の公布により、上記の文書（平成27年1月21日付福岡医発第2509号（地））でお願いしておりました厚生労働省・消防庁との事前相談の手続きは不要となります。

今後も、パッケージ型自動消火設備に限らず、スプリクラー設備の設置にあたっては、業者との契約前に管轄の消防署との事前相談は必ず行っていただくようお願いいたします（特に基準面積やスプリンクラーヘッドの設置箇所について、医療機関・業者の認識と消防の判断が異なる事例が見受けられるため）。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件について福岡県有床診療所協議会へ本会より直接通知しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

平成 2 8 年 2 月 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する
技術上の基準の一部を改正する告示の公布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、パッケージ型自動消火設備（1ユニット型）につきましては、平成27年11月30日付（地 I 240）の文書をもって、告示が改正される予定である旨ご案内しておりました。今般、別添の通り改正告示が公布されましたので、ご連絡申し上げます。告示の詳細につきましては、消防庁のホームページに掲載されています。技術的な内容になりますので、不明な点は管轄消防署あるいは業者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/01/280129_houdou_1.pdf

今般の告示の公布により、上記の文書（地 I 240）でお願いしておりました厚生労働省・消防庁との事前相談の手続きは不要となります。

今後も、パッケージ型自動消火設備に限らず、スプリクラー設備の設置にあたっては、業者との契約前に管轄の消防署との事前相談は必ず行っていただくようお願いいたします（特に基準面積やスプリンクラーヘッドの設置箇所について、医療機関・業者の認識と消防の判断が異なる事例が見受けられるため）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員医療機関への周知につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 1 月 29 日
消 防 庁

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等に対する意見募集の結果及び改正告示の公布

消防庁では、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」の内容について平成 27 年 11 月 14 日から平成 27 年 12 月 14 日までの間、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、前者については 32 件、後者については 2 件の御意見をいただきました。このたび、それらに対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

また、これらの意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

今回の「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等における主な改正事項は、以下のとおりです。

- ・ 延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を規定する。
- ・ 従来型のパッケージ型自動消火設備を基準面積（消防法施行令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する床面積の合計）が 1,000 平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について、所要の整備を行う。

2 意見募集の結果

「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」の内容について平成 27 年 11 月 14 日から平成 27 年 12 月 14 日までの間、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日までの間、意見を募集したところ、前者については 32 件、後者については 2 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 告示の公布

消防庁では、これらの意見募集の結果等を踏まえて検討し、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等を平成 28 年 1 月 29 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁予防課 五月女補佐、境

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等について

平成 28 年 1 月
消 防 庁 予 防 課

※ 【改正内容】（（３）①及び（８）を除く。）及び【経過措置】は平成 27 年 11 月 14 日から 12 月 14 日までの間に意見募集を行った「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」に対応する部分、
【改正内容】（３）①及び（８）は平成 27 年 11 月 26 日から 12 月 25 日までの間に意見募集を行った「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」に対応する部分です。

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号の規定により、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところ。

これに伴い、小規模な施設においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な施設も想定されるところ、有識者等による議論を踏まえ、スプリンクラー設備に代えて、小規模な施設にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備することが適当とされたもの。

このことについて、当該設備の消火性能に係る技術開発の動向を踏まえ検討を進めてきたところであるが、今般、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 16 年消防庁告示第 13 号）等の一部を改正し、延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を新たに定めるとともに、従来のパッケージ型自動消火設備を基準面積（令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が 1,000 平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について所要の整備を行うもの。

【改正内容】

（１）用語の意義

- ① 従来の基準における性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅠ型と定義すること。
- ② （５）、（１１）及び（１２）に定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅡ型と定義すること。

（２）パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

- ① Ⅰ型は、令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第 12 条第 2 項第 2 号ロに規定する部分を除

く。)のうち、令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が10,000平方メートル以下のものに設置することができること。

- ② II型は、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275平方メートル未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）に設置することができること。

（3）設置及び維持に関する技術上の基準

- ① I型の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の隣接する同時放射区域において共有することができる場合として、以下の場合を追加すること。
- ・ 既に隣接する同時放射区域間の設備の共有が認められている場合のほか、基準面積が1,000平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合
- ※ この場合においても、従前から求められている以下の要件を満たすこと。
- イ) 共用する2以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放射できるパッケージ型自動消火設備を用いること。
 - ロ) 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても30秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。
- ② II型にあつては、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用することができないこと。
- ③ パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分に設けることとする。
- ④ (13) ③の火災拡大抑制試験において、不燃性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したII型の放出口にあつては、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを当該材料と同等以上の不燃性能を有する材料でした部分にのみ設けることができること。

（4）設置及び維持に関する基準の細目

- ① II型にあつては、床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、2.5メートル（(13)の消火試験を行った結果、2.5メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さ）以下とすること。
- ② II型の受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）は、これらを難燃性の箱に収納する場合にあつては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

(5) パッケージ型自動消火設備の性能等

主電源に電池を用いないこと。ただし、以下に適合するⅡ型について、当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでないこと。

イ) 電池の交換が容易にできること。

ロ) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを 72 時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を 72 時間以上音等により伝達することができること。

(6) 放出口及び放出導管

Ⅱ型にあつては、消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管の長さは、10 メートル以下とすること。

(7) 消火薬剤貯蔵容器等

Ⅱ型にあつては、消火薬剤の放射を停止することができる措置を要しないこと。

(8) 受信装置

1 の警戒区域から 2 以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から 2 以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。

(9) 非常電源

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、非常電源を要しないこと。

(10) 絶縁抵抗等

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、電圧を、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下の範囲内で変動させた場合に、機能に異常を生じないこと。

(11) 放射性能

Ⅱ型にあつては、充填された消火薬剤の容量又は質量の 90 パーセント以上の量を放射できること。

(12) 消火性能

Ⅱ型の消火性能については、(13) の第 1 消火試験、第 2 消火試験及び火災拡大抑制試験に適合するものとする。

(13) 消火試験

① Ⅱ型における第 1 消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定はニにより行うこと。

イ) 厚さ 4 ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型 2 個及び別図 2 に示す C 模型 2 個を別図 3 に示す位置に置くこと。

ロ) 放出口を別図 3 に示す位置に取り付けること。

ハ) 各 C 模型全体にそれぞれエタノール 50 ミリリットルを散布し、点火すること。

- 二) 消火薬剤の放射が終了してから 1 分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから 2 分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ② II 型における第 2 消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定は二により行うこと。
- イ) 別図 4 に示す D 模型を別図 5 に示す位置に置くこと。
- ロ) 放出口を別図 5 に示す位置に取り付けること。
- ハ) D 模型の燃焼なべに、1.5 リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、5 分間予燃した後に試験を開始すること。
- 二) 消火薬剤の放射が終了してから 1 分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから 2 分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ③ II 型における火災拡大抑制試験は以下のイからホまでにより行い、その判定はへにより行うこと。
- イ) 別図 6 に示す試験室で試験を行うこと。
- ロ) 別図 7 に示す E 模型及び別図 8 に示す家具模型 2 個を用い、厚さ 6 ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。
- ハ) 試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド（標示温度 72 度で感度種別が 1 種のものに限る。）を別図 6 に示す位置に取り付けること。
- 二) 試験室の天井部に、放出口を、別図 6 に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。
- ホ) 燃焼皿に 0.5 リットルの水及び 0.25 リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。
- へ) 次の A から D を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- A) 別図 6 に示す熱電対 a 及び熱電対 b において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、いずれも 315 度を超えないこと。
- B) 別図 6 に示す熱電対 c において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、93 度を超えず、かつ、2 分間以上継続して 54 度を超えないこと。
- C) 別図 6 に示す熱電対 d において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、260 度を超えないこと。
- D) 点火してから 30 分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

(14) 消火薬剤の種類及び貯蔵量

- ① II 型に使用する消火薬剤の種類は、第 3 種浸潤剤等入り水とすること。
- ② 防護面積が 13 平方メートルである II 型における消火薬剤の貯蔵量は、16 リットル以上とすること。
- ③ II 型にあつては、放射時間に係る条件を設けないこと。

(15) 表示

パッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に容易に消えないように表示する事項として、以下のものを新たに追加すること。

- イ) I 型又は II 型の別

ロ)Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、当該電池の種類及び電圧

(16) その他

- ① Ⅱ型の設置及び維持に関するその他の技術上の基準については、Ⅰ型に準ずることとする。
- ② 従来、パッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則第13条第3項各号に掲げる部分にパッケージ型消火設備を設置できることについて、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」において規定していたものを、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成16年消防庁告示第12号）に規定することとしたこと。
- ③ その他所要の規定の整備を行うこと。

【経過措置】

この告示の施行の際現にパッケージ型自動消火設備が設置されている防火対象物若しくは現にパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成29年3月31日までにパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該パッケージ型自動消火設備のうち、(15)に適合しないものに係る技術上の基準については、(15)にかかわらず、なお従前の例によることとする。

【施行期日】

公布の日